

平成 22 年職員の給与等に関する勧告の概要

本年の勧告のポイント

- ◎月例給，期末・勤勉手当ともに 2 年連続の引下げ ～平均年間給与△8.4 万円
- 自宅に係る住居手当を廃止
- 俸給表を引下げ（平均改定率△0.1%）
- 期末・勤勉手当の支給月数を引下げ（△0.2 月分）

I 勧告の内容

1 給与について

(1) 職員給与と民間給与の比較結果

ア 月例給

職員の平均年齢は 43.4 歳

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
361,531 円	362,059 円	△528 円 (△0.15%)

※職員と民間従業員について，役職段階，年齢，学歴の条件が同等である者同士を対比させるラスパイレズ方式により，4 月分の給与（決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を比較

イ 期末・勤勉手当

民間従業員の特別給の支給割合 3.93 月（職員の支給月数 4.15 月）

(2) 改定の内容

ア 月例給

- 自宅に係る住居手当（新築・購入後 5 年間支給，月額 2,500 円）を廃止
- 俸給表を平均 0.1% 引下げ（若年層及び医療職(1)を除く）
※平成 18 年 4 月の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても引下げ
⇒上記の改定により△528 円の較差が解消

イ 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合を考慮し支給月数を引下げ 4.15 月分→3.95 月分

ウ 実施時期

公布日の属する月の翌月初日（公布日が月の初日であるときは，その日）

エ 実施時期までの年間調整

4 月からの較差相当分を年間でみて解消するため，12 月の期末手当で減額調整対象者：俸給月額引下げ改定のあった職員

調整方法：①と②の合計額を 12 月の期末手当から減額

- ① 4 月の月例給×調整率（△0.2%※）×調整期間の月数
 - ② 6 月に支給された期末・勤勉手当の額×調整率（△0.2%※）
- ※ 全体較差率（△0.15%）に代え，引下改定対象職員のみによって較差総額を負担することとして求められる率

II 報告の内容

1 給与に関する課題

- 勤務実績の給与への反映 ○教育職員の給与

2 人事管理に関する課題

- 人材の確保・育成等 ○勤務時間の見直し ○超過勤務の縮減
○メンタルヘルス対策 ○高齢期の雇用 ○公務員倫理の確保

<参考>

1 民間給与実態調査

- 市内の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 392 事業所から 95 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等について調査（調査完了 90 事業所、調査完了率 94.7%）

2 給与改定の影響

- 職員の年間給与（一般俸給表適用者平均、43.4 歳）

改定前	改定後	増減額（率）
5,884 千円	5,800 千円	△84 千円（△1.43%）

- 人件費の増減額（企業職を除く） 約 5 億 1 千万円の減額

3 過去の給与勧告の状況

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減
平成 19 年	0.15%	4.45 月	—
平成 20 年	勧告なし	4.45 月	—
平成 21 年	△0.16%	4.15 月	△0.3 月
平成 22 年	△0.15%	3.95 月	△0.2 月

※本人事業委員会の発足は平成 19 年

4 人事院勧告の内容

- 月例給，ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与△9.4 万円（△1.5%）
- ・月例給の較差（△0.19%）を解消するため，月例給の引下げ改定
 - ┌ 55 歳を超える職員（6 級以上）の俸給及び俸給の特別調整額の一斉減額（△1.5%）
 - └ 俸給表の引下げ（平均改定率△0.1%）
 - ・期末・勤勉手当の引下げ 4.15 月分 → 3.95 月分（△0.2 月分）
 - ・給与構造改革の終了により経過措置の解消に伴って生ずる制度改正原資を用いて，平成 23 年 4 月に若年・中堅層に抑制していた昇給を 1 号俸回復
 - ・月 60 時間の超過勤務時間の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし，平成 23 年度から実施